

7. 労働条件通知書の作成例

労働条件通知書

殿	年　月　日
事業場名称・所在地 使 用 者 職 氏 名	
契 約	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 〔 ・契約期間満了時の業務量　　・勤務成績、態度　　・能力 ・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 〕
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門) ・ II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月 (上限 10 年)) II 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務 () 開始日： () 完了日： ()
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5))のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；() 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 〕 (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コタクム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業 (時 分) 終業 (時 分) (5) 裁量労働制；始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間), 無)</p> <p>4 休日労働 (有 (1か月 日、1年 日), 無)</p>
休　日 及び 勤　務　日	<ul style="list-style-type: none"> ・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定例日；週・月当たり 日、その他() ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 (勤務日) <p>毎週(), その他()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
休　暇	<p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有・無) → か月経過で 日 時間単位年休(有・無)</p> <p>2 代替休暇(有・無)</p> <p>3 その他の休暇 有給() 無給()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円) 、 ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円) 、 ニ 出来高給 (基本単価 円) 、 保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円) / 計算方法 : () ロ (手当 円) / 計算方法 : () ハ (手当 円) / 計算方法 : () ニ (手当 円) / 計算方法 : ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超月 60 時間以内 () % 月 60 時間超 () % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () % 、 法定外休日 () % ハ 深夜 () %</p> <p>4 賃金締切日 () 一毎月 日、 () 一毎月 日</p> <p>5 賃金支払日 () 一毎月 日、 () 一毎月 日</p> <p>6 賃金の支払方法 ()</p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ())</p> <p>8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無)</p> <p>9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無)</p> <p>10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p>					
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳) , 無)</p> <p>2 繙続雇用制度 (有 (歳まで) , 無)</p> <p>3 創業支援等措置 (有 (歳まで業務委託・社会貢献事業) , 無)</p> <p>4 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>5 解雇の事由及び手続</p> <p>〔 〕</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">部署名</td> <td style="width: 30%;">担当者職氏名</td> <td style="width: 40%;">(連絡先)</td> </tr> </table> ・その他 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">〔 〕</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> ・具体的に適用される就業規則名 () <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。</p> <p>労働契約法第 18 条の規定により、有期労働契約（平成 25 年 4 月 1 日以降に開始するもの）の契約期間が通算 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5 年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>	部署名	担当者職氏名	(連絡先)	〔 〕	
部署名	担当者職氏名	(連絡先)				
〔 〕						

- ※ 以上のほかは、当社就業規則による。
- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第 15 条に基づく労働条件の明示及び短時間及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 6 条に基づく文書の交付を兼ねるものです。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

○網掛けの箇所は、パートタイム・有期雇用労働法により、明示が義務付けられている事項です。

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付してください。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけてください。
3. 下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、原則として書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項です。ただし、労働者が次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができます。
 - ① ファクシミリを利用する送信の方法
 - ② 電子メール等（例：ウェブメール、SMS、LINE 等の SNS 等。ただし、出力して書面を作成することができるものに限る。）

また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭、書面又は上記①若しくは②の方法により明示する義務があります。

1. 契約期間	労働基準法に定める範囲内とする。また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準（複数可）を明示する。 (参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、同一の使用者との間で、有期労働契約が更新等により通算で5年を超えた場合は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換できる。なお、通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から通算されること。
2. 就業の場所 従事すべき業務の内容	雇入れ直後のものを記載することで足りるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。また、有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合は、同法に基づき認定を受けた第一種計画に記載している特定有期業務（専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了する予定されている業務）の内容並びに開始日及び完了日も併せて記載すること。なお、特定有期業務の開始日及び完了日は、「契約期間」の欄に記載する有期労働契約の開始日及び終了日とは必ずしも一致しないものであること。
3. 始業、終業の時刻、 休憩時間、就業時転換、 所定時間外労働の有無 に関する事項	当該労働者に適用される具体的な条件を明示する。また、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用がある場合には、次に留意して記載する。 ○変形労働時間制：適用する変形労働時間制の種類（1年単位、1か月単位等）を記載する。その際、交替制でない場合、「・交替制」を=で抹消する。 ○交替制：シフト毎の始業・終業の時刻を記載する。また、変形労働時間制でない場合、「（　）単位の変形労働時間制・」を=で抹消する。 ○フレックスタイム制：コアタイム又はフレキシブルタイムがある場合はその時間帯の開始及び終了の時刻を記載する。コアタイム及びフレキシブルタイムがない場合、かつて書きを=で抹消する。 ○事業場外みなし労働時間制：所定の始業及び終業の時刻を記載する。 ○裁量労働制：基本とする始業・終業時刻がない場合、「始業………を基本とし、」の部分を=で抹消する。
4. 休日及び勤務日	所定休日又は勤務日について曜日又は日を特定して記載する。
5. 休暇	年次有給休暇は6か月間継続勤務し、その間の出勤率が8割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載する。時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載する。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超えとなる所定時間外労働が1か月60時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度の有無を記載する。（中小事業主を除く。） また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数（期間等）を記載する。
前記3、4及び5については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、「所定時間外労働の有無」以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものである。	
6. 賃金	基本給等について具体的な額を明記する。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものである。 ○法定超えとなる所定時間外労働については2割5分、法定超えとなる所定時間外労働が1か月60時間を超える場合については5割（中小事業主を除く。）、法定休日労働については3割5分、深夜労働については2割5分、法定超えとなる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割、法定超えとなる所定時間外労働が1か月60時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については7割5分（中小事業主を除く。）、法定休日労働が深夜労働となる場合については6割以上の割増率とする。 ○破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましい。ただし、昇給の有無、賞与の有無及び退職金の有無については必ず記入する。 ○昇給、賞与が業績等に基づき支給されない可能性がある場合や、退職金が勤続年数に基づき支給されない可能性がある場合は、制度としては「有」を明示しつつ、その旨を明示する。
7. 退職に関する事項	退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載する。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものである。 (参考) なお、定年制を設ける場合は、60歳を下回ってはならない。 また、65歳未満の定年の定めをしている場合は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要がある。加えて、高年齢者の65歳から70歳までの安定した就業を確保するため、次の①から⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要がある。 ①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定めの廃止 ④業務委託契約の締結 ⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入
8. その他	当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましい。

	「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」は、事業主がパートタイム・有期雇用労働者からの苦情を含めた相談を受け付ける際の受付先を記入する。
	各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で、就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しない。

※ この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はありません。